議案第９号

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和４年２月24日　提出

羽曳野市長　山入端　創

提　案　理　由

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）の一部改正により、非常勤の消防団員が損害補償を受ける権利を担保とする同社の貸付事業が廃止されたことに伴い、例外的に当該権利を同社に対する債務の担保に供することができる旨の定めを廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和　　年　　月　　日

羽曳野市条例第　　　号

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年羽曳野市条例第439号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利(この条例の施行の日前に行われた株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に対する借入の申込みに係るそれらの年金を受ける権利を含む。)の取扱いについては、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例　新旧対照表

新	旧
第３条　１　省略 ２　損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 以下省略	第３条　１　省略 ２　損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。 以下省略